

26環資計第450号
平成26年10月16日

大島町災害廃棄物処分業者（平成26年11月～12月分）募集要項

- 1 事業名
大島町災害廃棄物の処理（平成26年11月～12月分）
- 2 目的
本募集は、東京都災害廃棄物処理事務実施要綱（平成25年12月16日施行。以下「要綱」という。）に基づき、東京都が大島町災害廃棄物（平成26年11月～12月分）の処分を委託する事業者（以下「処分業者」という。）を選定するために実施します。

- 3 委託業務の内容
別添「委託仕様書のとおり」
- 4 事業概要
(1) 災害廃棄物の種類、数量等
処分する災害廃棄物の搬出場所、種類、量及び搬出期間（予定）

流木系混合木材	
搬出場所	大島町宇上山（北部二次仮置場及びオーレークワー次仮置場） 大島町元町周辺（土砂災害被災場所）
災害廃棄物の総量	約 642トン
搬出期間	平成26年11月中旬から平成26年12月末まで
運搬方法	船舶輸送・コンテナ車両輸送
1日の最大搬出量	約 72トン/日

- (2) 災害廃棄物の運搬方法
大島町から処分施設までの運搬は、災害廃棄物専用コンテナを用いて、東京都の委託する事業者が行います。
- (3) 公募区分
公募区分は、次のとおりです。

公募区分	処理方法
1	流木系混合木材再資源化
- (4) 災害廃棄物の処分期間（予定）
平成26年11月中旬から平成26年12月末まで
- 5 対象事業者
「大島町災害廃棄物処分業者審査基準」（以下「審査基準」という。）（別表1）に定める基準を満たす者で、かつ、次の要件が備わっているもの。
(1) 都内に立地する処分施設で大島町災害廃棄物の処理を行うこと。

- (2) 仕様書に記載されている受託者の要件を満たすこと。

6 応募手続

- (1) 応募期間
平成26年10月31日（金）午前9時から平成26年11月7日（金）正午まで
（土日・祝日を除く）（時間厳守）
申請者は、(3)に規定する応募書類を、応募期間最終日時までに東京都環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課（連絡先 03-5388-3478）に直接提出することとします。
- (2) 応募に係る経費の負担
この応募に係る経費は、すべて応募者の負担とします。
- (3) 応募書類
ア 東京都災害廃棄物処分業者申請書（平成26年11月～12月分）（様式1）
イ 処分概要説明書（平成26年11月～12月分）（様式2）
記載事項が多く、様式2の記入欄では記載できない場合には、別途、様式2に沿って用紙を追加してください。
ウ 災害廃棄物（可燃性残さ物）受入確認書（可燃性残さ物処分先が都知事宛に作成）（様式3）

エ 欠格条項に該当していない旨の誓約書（様式4）

オ ダンプアップスペースの図面（別紙1）

カ 災害廃棄物受入可能量計算根拠（別紙2）

キ 一般廃棄物処理施設設置許可証又は産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の届（以下「特例届」という。）の受理書の写し
※特例届を提出する場合は、当該施設に係る産業廃棄物処理施設設置許可証等を併せて提出してください。

なお、特例届については、東京都災害廃棄物処分業者申請書の提出時に、東京都環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課に提出済であることが必要です。

ク 産業廃棄物処分業者許可証の写し

ケ 産廃エキスパート又は産廃プロフェッショナルの認定証

コ 申請者の処分施設にある台員（トラックスケール）に係る計量証明事業登録証及び計量検査合格証明書

- (4) 提出部数
上記アからコの書類を1セットにして、正副2部提出してください。（副本はコピー可）

(5) その他

応募書類は原則A4サイズとします。

なお、提出された応募書類の正本は返却いたしません。

7 処分業者の選定等

(1) 審査方法

ア 東京都が審査基準(項目①②③④⑤⑥⑦⑧⑨)に適合するか、応募書類に基づき審査を行います。

イ 上記アの審査基準に適合している処分業者に対して、同時に公募している運搬業者が当該処理施設まで、1日の最大搬出量を指定の時間内に運搬することが可能かどうかを確認し、運搬可能な処分業者を選びます。(当該処理施設まで運搬できる運搬業者が存在しない場合には、その処理施設を有する処分業者は選定されません。)(審査基準項目⑨)

ウ 上記イの審査基準に適合している処分業者の中で、様式1に記載された処分料金等(トン当たり)を比較し、最も安価な業者を、下記工における審査を受ける業者として選定します。(複数の業者が選定される可能性があります。)

エ 上記ウで選定された処分業者の処分施設の所在する区市町村に対して、一般廃棄物処理に係る事前通知が受理されるかどうかの確認を行います。(審査期間内に事前通知が受理されないことが判明した場合には、選定されません。)(審査基準項目⑩)

オ 選定した処分業者の処理残渣を搬出する処分施設の所在する区市町村に対して、審査期間内に了承を得られるかどうかの確認を行います。(了承を得られないことが判明した場合には、選定されません。)(審査基準項目⑪)

カ 上記工の確認の結果、区市町村の了承が得られれば、その業者を本業務の処分業者として選定します。(複数の処分業者が選定される可能性があります。)

なお、上記ウで選定した業者が、上記工の確認の結果、区市町村の了解が得られなかった場合、様式1に記載された処分料金等(トン当たり)において、当初上記ウにより選定した業者の次点となる業者を、上記工の審査を受ける業者として改めて選定します。

(2) 審査結果

選定された処分業者のみに連絡いたします。

なお、審査結果に関する質問等はお受けいたしませんので、あらかじめご了承ください。

8 委託契約

環境局総務部経理課で、同時に見積もりありせを実施します。

「7 処分業者の選定等」の結果、選定された処分業者の中から、見積もりあわせの結果を受けて処分業者を決定します。

東京都と決定した処分業者との間で大島町災害廃棄物の処理委託契約を締結し、災害廃棄物の処理を進めます。

なお、委託契約に関する事項については、別途ご連絡いたします。

9 その他

(1) 複数の公募区分に対して応募できますが、申請書等応募書類については、それぞれの公募区分ごとに作成し、提出願います。

(2) 大島町での作業の進捗状況により、「4 事業概要」に記載した災害廃棄物の総量を必ずしも依頼するとは限りません。また、一日の最大搬出量についても、記載した量より少ないことがあります。

(3) 処分概要説明書(様式2)に記載した事項に変更が生じる場合は、速やかに担当者まで連絡願います。

(4) 本公募に関する情報は、廃棄物処理法施行令第4条第9号に基づき、申請者の処分施設が所在する区市町村に通知されることとなります。

(5) 本公募の審査中に、処分施設の確認のために立ち入り検査を行うことがあります。

(6) 見積書の提出先については、環境局総務部経理課(連絡先 03-5388-3451)になります。

別表 1

別表 1 大島町災害廃棄物処分業者審査基準

審査基準
①処分業者の処分施設(以下この表において単に「処分施設」という。)が、一般廃棄物処理施設置許可又は産業廃棄物処理施設設置者の特例の届を提出していること。(当該施設の種別が破砕施設であるものに限る。)
②処理期間内に対象となる災害廃棄物の全量を確実に処理できる処理能力を有すること。
③処分施設において、平日、土曜日及び祝日の午前8時から午後4時までの災害廃棄物の受入が可能であること。
④コンテナ車に積載された災害廃棄物の重量を計量法に基づいて計量できること。
⑤コンテナ (12ft) に積載された災害廃棄物を処分施設で円滑に荷下ろしできること。
⑥災害廃棄物の種類に応じた、別表2の災害廃棄物の種類ごとに必要な全ての許可品目に係る産業廃棄物処分業許可(破砕)を取得していること。
⑦産廃エキスパート又は産廃プロフェッショナルの認定事業者であること。
⑧欠格条項に該当しない旨の誓約書を提出できること。

⑨運搬業者が当該処分施設まで、1日の最大搬出量を指定の時間内に運搬することが可能であること。
⑩都が、災害廃棄物の処分施設を指定することについて、処分施設が所在する区市町村から了承が得られること。(都の一般廃棄物処理に係る事前通知が、処分施設の所在区市町村に契約締結日までに受理されること。)
⑪都が、処理残さ物の処分施設を指定することについて、処理残さ物の処分施設が所在する区市町村等から、了承が得られること。
⑫流木系混合木材については、工場内でほぼ全量再商品化すること。

別表2

別表2 災害廃棄物の種類ごとに必要な産業廃棄物の許可品目

許可品目	災害廃棄物の種類			
	廃量・布団等	建設混合廃棄物	廃木材	可燃性廃棄物 (木くず等)
廃プラスチック類	○	○		○
紙くず				○
木くず		○	○	○
繊維くず	○			○
金属くず		○		
ガラスくず等		○		

様式1

平成 年 月 日 東京都災害廃棄物処分業者申請書 (東京都大島町 平成26年11月～12月分) (区分)	
東京都知事 殿	住 所 名 称 代表者氏名 印
大島町災害廃棄物の処分業者の募集に、必要書類を添えて応募いたします。	
事 業 の 概 要	別紙「処分概要説明書」のとおり
産業廃棄物許可等	・ 産業廃棄物処分業許可番号 13-20- ・ 東京都第三者評価制度認定番号
処分料金等 (1トンあたり)	
連 絡 先	①担当者所属氏名 ②電話番号 ③FAX 番号

様式2

平成 年 月 日 処分概要説明書 (東京都大島町 平成26年11月～12月分) (区分)	
事業者名称	
①処理施設所在地 東京都	
②処理能力 (一般廃棄物処理施設としての能力を記載) トン/日	
③施設要件 <input type="checkbox"/> 台貫 <input type="checkbox"/> ダンプアップスペース (縦: m×横: m×高さ m) ※ 別紙1「ダンプアップスペースの図面」を提出すること	
④施設許可 <input type="checkbox"/> 一般廃棄物処理施設設置許可 有 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理施設の設置に係る一般廃棄物 処理施設の設置についての特別届 済 (以下、特別届とする)	
1 処理施設	

2 受入条件	①受入時間 (時～ 時) 土曜・祝日の受入 可 ・ 不可 毎日午前8時から午後4時までの受入 可 ・ 不可 ②搬入車両の大きさ・重量		
3 区別災害廃棄物受入可能量 (トン/月)	トン/月	11月	12月
※ 別紙2を用いて算出し、あわせて提出すること			
4 処理残さ物処分先	①有価物の売却 ・売却するもの ・主な売却先の名称・所在地 ・処理後物全体に占める割合 % ②可燃残さ物処分先 ・事業者名 ・施設設置許可番号 ※ ・施設所在地 ・処理(焼却)能力 トン/日 ・処理後物全体に占める割合 % ③その他の廃棄物処分先 (再生先等) ・事業者名 ・施設所在地 ・処理後物全体に占める割合 %		
※ 特別届を提出している場合は、産業廃棄物処理施設設置許可番号を記載すること 処理後物とは、処理の過程で水や土砂等が取り除かれたものを指します。			

災害廃棄物（可燃残さ物）受入確認書

東京都知事 殿

住所：
名称：
代表者：
電話：

印

大島町災害廃棄物受入処理事業（平成26年10月～平成26年12月分）に係る可燃残さ物に関し、以下の事業者から受け入れることを承諾いたします。

大島町災害廃棄物 処分業者名	
期間中合計 受入可能量	

欠格条項に該当していない者 である旨の誓約書

東京都知事 殿
申請者並びに申請者の役員、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に定める使用者、法定代理人、相談役、顧問及び株主又は出資者が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定める欠格条項に該当していない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

申請者 住所

氏名（法人にあっては名称及び代表者名）

印

欠格条項とは

- 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で徳権を得ないもの
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わら、又は執行を受けていることがなく5年を経過しない者
- この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づき罰則若しくは罰金等により許可を取り消され、その取消しに関する法律（平成3年法律第77号、第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰二関入法（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わら、又は執行を受けていることがなく5年を経過しない者
- 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて適用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において適用する場合を含む。）に該当することににより許可を取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの日から当該取消しの日から5年を経過しない日）若しくは第15条の規定による通知があった日以前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者若しくは顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号二において同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて適用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの日から当該取消しの日以前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者若しくは顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号二において同じ。）の規定による当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）
- 第5条の規定による期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物の収集若しくは産業廃棄物の収集若しくは処分若しくは処分若しくはこれら以外の事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、5の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用者であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用者であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- 法人でその役員又は政令で定める使用者のうち1から7までのいずれかに該当する者
- 法人でその役員又は政令で定める使用者のうち1から7までのいずれかに該当する者
- 個人で政令で定める使用者のうち1から7までのいずれかに該当する者のあるもの
- 個人で政令で定める使用者のうち1から7までのいずれかに該当する者のあるもの

別紙1

ダンブアップスペース 図面

ダンブアップスペースについて、平面図と正面図を記載すること。

縦	m × 横	m × 高さ	m
[都記入欄]			

別紙2

災害廃棄物受入可能量計算根拠（区分1用）

二重線で囲まれた部分の数値を処分概要説明書「3 区分別災害廃棄物受入可能量」の各区分、各月の欄に記載してください。

区分番号	1		災害廃棄物受入可能量			
	昨年度一年間における 一般廃棄物の破砕処理実績 ※1	昨年同一年間における本 一般廃棄物の処理実績 ※2	一般廃棄物処理施設能力 ※3	災害廃棄物受入可能量 (月間) ※4		
11月	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">当処理期間における 一般廃棄物受入予定量 t_1/日</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">当処理期間における 災害廃棄物 受入可能日量 t_2/日</td> </tr> </table>	当処理期間における 一般廃棄物受入予定量 t_1 /日	当処理期間における 災害廃棄物 受入可能日量 t_2 /日	t_1 /日	t_2 /日	t_2 /日
当処理期間における 一般廃棄物受入予定量 t_1 /日	当処理期間における 災害廃棄物 受入可能日量 t_2 /日					
12月	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">当処理期間における 一般廃棄物受入予定量 t_1/日</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">当処理期間における 災害廃棄物 受入可能日量 t_2/日</td> </tr> </table>	当処理期間における 一般廃棄物受入予定量 t_1 /日	当処理期間における 災害廃棄物 受入可能日量 t_2 /日	t_1 /日	t_2 /日	t_2 /月
当処理期間における 一般廃棄物受入予定量 t_1 /日	当処理期間における 災害廃棄物 受入可能日量 t_2 /日					

※1 一般廃棄物処理施設として許可を得ている破砕機での処理量を1年分合計し、1年間の営業日数で割った数量とする。

※2 別に報告している処理実績量を1年分合計し、1年間の営業日数で割った数量とする。

※3 一般廃棄物処理施設設置許可証（産業廃棄物処理施設設置者に係る年度の届出を提出した施設については、産業廃棄物処理施設設置許可証）に記載されている処理対象の本容量を破砕機の処理能力値（許可または届出済みの破砕機が複数ある場合は、その合計値）を記載すること。

※4 一日あたりの災害廃棄物受入可能量にその月の営業予定日数を掛けた数量とする。

仕様書

業務の範囲とする。
 (2) 施設への搬入時間
 原則として午前8時から午後4時までとする。

1 件名 大島町災害廃棄物の処理（流木系混合木材その6）（単価契約）

2 契約期間 契約確定日の翌日から平成26年12月31日まで

3 履行場所 受託者の処分施設の所在地

4 災害廃棄物の種類及び予定数量等

委託者が処分を委託する災害廃棄物の種類、予定数量、搬入コンテナ基数及び処理方法は次表のとおりとする。また、委託者が定める災害廃棄物の受入基準は別表1による。なお、コンテナ1基あたりの災害廃棄物の量は、4.7トン以下である。

災害廃棄物の種類	予定数量 (単位)	搬入コンテナ 基数	処理方法
流木系混合木材	642トン	161基	破砕

5 受託者の要件

次のいずれかの許可又は届出があり、別添の審査基準（①と⑥を除く）を全て満たす者であること。

(1) 前項に記載した災害廃棄物の処理方法に応じた一般廃棄物の処理施設の設置

許可を取得していること。

(2) 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特

例の届（以下「特例の届」という。）を提出していること。

なお、産業廃棄物の処分業（中間処理（破砕））の許可を取得していること。

（許可品目は、木くずを有していること。）

6 処分の方法

委託した災害廃棄物の処分については、第4項に掲げる方法にて行うこと。

7 収集運搬業者

受託者の処分施設への廃棄物搬入は、委託者が別に指定する収集運搬業者により、別表2に示す災害廃棄物運搬用コンテナを積載した車両で、後部からのダンピングにて行う。

8 委託業務の範囲

(1) 受託者は、収集運搬業者が搬入する災害廃棄物を受託者の処分施設において処理するとともに、その残さ物についても、法令等に従い適正に従い適正に処分するまでを本

9 監理者の指定

受託者との災害廃棄物の搬入調整、伝票管理は、委託者が指定する公益財団法人東京都環境公社が行うことができる。

10 業務完了報告書の作成及び書類の保存

受託者は、本業務について、月ごとに委託完了届を作成し、委託者に提出しなければならない。また、本業務の書類は、法令に基づき期間、保存するものとする。

11 業務の調査等

委託者及び監理者は、災害廃棄物の処分が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するために、受託者に対し、本業務に係る報告を求めることができる。

12 支払方法

(1) 受託者は、本業務に係る代金を月ごとに請求することができる。
 (2) 委託者は、検査合格後、受託者が提出する請求書に基づき支払いを行う。

13 再委託の禁止

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、受託者の処分施設での処理により発生する残さ物をあらかじめ委託者の承諾を得た者に委託する場合はこの限りではない。

14 契約の解除等

(1) 受託者が法令に定める基準を満たさなくなったときは、委託者はこの契約を解除することができる。
 (2) 受託者がこの仕様書の各条項のいずれかに違反したときは、委託者はこの契約を解除することができる。
 (3) 受託者の責によりこの契約が解除される場合は、受託者は契約に基づき委託者から受け入れた災害廃棄物の処分を終了するまでは責務を負い、この契約を解除することはできない。
 (4) 受託者は、災害廃棄物の処理を適正に行なうことが出来ないと判断した場合は、委託者に対し、契約の変更又は解除を申し出なければならない。この場合において、委託者は受託者に災害廃棄物を引き渡してはならない。

15 秘密保持

受託者は、本業務遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び契約期間満了後においても同様とする。

16 疑義の解釈

本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、関係法令等に従いその都度、担当職員と受託者が協議して決定するものとする。

17 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たっては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- 1 デイジーゼル車規制に適合する自動車とすること。
- 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。
- 3 低公害・低燃費の自動車利用に努めること。
なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(担当)

東京都環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課

災害廃棄物処理事業担当

電話 03-5388-3478

災害廃棄物運搬用コンテナの仕様

1 災害廃棄物運搬用コンテナ（以下「コンテナ」という。）の基本事項

災害廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない構造のコンテナであって、元町港（大島町元町一丁目18-3）又は波浮港（大島町波浮港1）と東京港辰巳埠頭（江東区辰巳三丁目30）で定期航路を定めている海運会社（以下「定期海運会社」という。）の船舶で海上輸送が可能であること。

2 コンテナの参考形状、重量及び機能

次に示す項目をすべて満足するコンテナであること。

(1) コンテナの参考形状及び積載質量及び容積等を、次表に示す。

積載質量	4. 7 t 以下	主要寸法		外法	
		参考		長さ	幅
自重	2. 1 t 以下			長さ	3, 7 1 5 mm
総質量	6. 8 t 以下			高さ	2, 4 5 0 mm
全容積	1 5. 9 m ³ 以下			長さ	2, 6 0 5 mm
				高さ	3, 5 8 0 mm
				幅	2, 2 3 0 mm
				高さ	2, 0 0 0 mm
		床面積（参考）			7. 9 m ²

(2) 日本貨物鉄道株式会社輸送用の12フリースト型鉄道貨物用コンテナであること。

(3) 天蓋が手動ハンドルで、簡単に開閉できる構造であること。

(4) 後方が手動で、簡単に開閉できる構造であること。

(5) 後方及び天蓋が封印環を取り付けられる構造であること。

(6) 定期海運会社による荷役で使用する吊り金具が取付可能な形状、かつJIS規格に準じた吊金具が装備されていること。

(7) 都内の処分施設内で、進入路及びダンピング高さを考慮した形状であること。

(8) ダンピング時に、災害廃棄物がこぼれない構造の開閉扉であること。

東京都災害廃棄物受入基準（流木系混合木材）

1 災害廃棄物の受入基準表

災害廃棄物の種類	受入対象	受入条件	形状・寸法の基準
腐木材 (流木系混合木材)	木くず（流木等）	・非鉄金属・大型金属（概ね100mm×100mm以上）が除去してあること ・土砂、小石等）が除去してあること。 ・木質家具及び家庭解体系の腐木材の受入可	各辺2m以下

2 混入禁止物

- (1) 生ごみ及び災害廃棄物以外の廃棄物
 (2) 災害廃棄物のうち、次に掲げるもの
 ① 特別管理一般廃棄物に該当するもの
 ② 赤い塩化ビフェニールを含むもの
 ③ 石綿を含むもの
 ④ 火災の発生原因となるおそれのあるもの
 ⑤ 液状、泥状、粉末状その他の飛散し、又は流出するおそれのある性状のもの
 ⑥ ふん尿
 ⑦ 動物の死体
 ⑧ 上記①から⑦に定めるもののほか、爆発性、毒性、感染性及び人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると思われるもの